**東京海上日動あんしん生命　幼児教育支援制度**

**2018年度　募集要項**

|  |
| --- |
| 本制度は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的な理由により幼児期の教育が困難なご家庭に、知育教材を1年間～最大3年間無償で提供する、「東京海上日動あんしん生命　幼児教育支援制度」に基づいて運営されるものです。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請資格等 | 次の１・２の両方に該当する方。   1. 申請資格   疾病により保護者を失い、経済的な理由により支援を必要とする未就学の遺児かつ2012年4月2日から2015年4月1日生まれのお子さまを養育する方。   1. 所得   申請時における前年度の年間世帯収入金額が550万円を超えない方。 |
| 募集人数 | 100名 |
| 支援内容 | 株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」を、年少～年長期間に1年間～最大3年間、無償で提供します。 |
| 支援期間 | 上記資格の子が小学校に入学するまでの期間 |
| 提供方法 | 2018年３月以降、ご指定の住所に毎月郵送します。（国内受講に限ります。） |
| 申請に  必要な書類 | ホームページよりダウンロードして提出いただく書類、各自でご用意いただく書類があります。  １．（公社）日本フィランソロピー協会のホームページより以下の書類をダウンロードしてください。   * 「東京海上日動あんしん生命　幼児教育支援制度」2018年度申請書 * 個人情報の保護に関する同意書   書類ダウンロード：<http://www.philanthropy.or.jp/anshin>  ２．以下の書類を、ご用意ください。   * 直近の世帯収入（2016年中）を証明する公的証明書   ＊「所得証明書」（年間収入が明記されていること）もしくは「非課税証明書」  ＊生活保護受給中の方は、別途「生活保護決定（変更）通知書」（金額の記載のあるもの）を提出してください。  ＊証明書の書式は、市区町村によって異なります。  ＊給与所得の「源泉徴収票」、「確定申告（控）」は不可です。 |
| 申請先 | 〒100-0004  東京都千代田区大手町2-2-1　新大手町ビル244  公益社団法人　日本フィランソロピー協会  「東京海上日動あんしん生命　幼児教育支援制度」　事務局　宛 |
| 申請期間 | 2017年6月1日（木）～2017年10月31日（火）当日消印有効 |
| 内定時期 | 選考委員会で選考のうえ、申請者に通知します。（2018年１月予定）。 |
| 内定後の  提出書類 | * 住民票記載事項証明書   ＊生計を一にする方全員分。  ＊本籍地欄の表示およびマイナンバー（個人番号）の記載のいずれもないもの。   * 本申請の資格要件となる保護者の死亡診断書   ＊死亡診断カルテが保存期間（5年）の経過によって破棄されている場合（医療機関にないとき）は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書。   * 「こどもちゃれんじ」申込書   ＊内定通知と共にお送りします。ベネッセコーポレーション宛にご送付いただきます。   * お子さまの絵画作品   ＊「こどもちゃれんじ」提供終了後に提出いただきます。 |